

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

令和8年4月21日（火）

（案件名）

- ・ 地方団体に対して交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（案）について（決裁案件）

○地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第23条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

自治財政局 財政課

村田補佐（内23315）

# 震災復興特別交付税の概要

自治財政局財政課  
令和8年4月

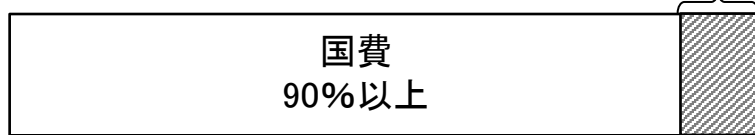
- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、実施状況に合わせて決定・交付（9月と3月に交付）。

〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、単独災害復旧事業費、風評被害対策等）、地方税等の減収額への補填

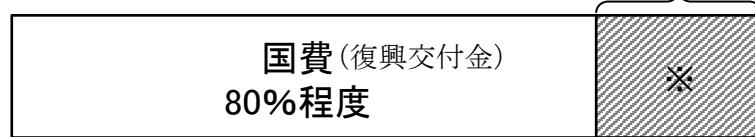
【平成23年度～令和7年度交付累計額】5兆8,026億円 【令和8年度地財計画計上額】539億円

## ＜東日本大震災の措置の例＞

- 国直轄・補助事業（復旧事業） 震災復興特別交付税

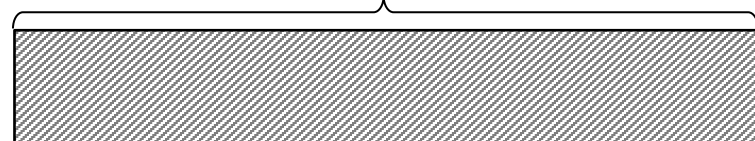


- 国直轄・補助事業（復興事業） 震災復興特別交付税



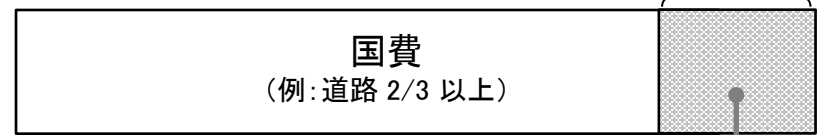
※ 平成28年度以降、復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業は、従来と同様、地方負担の100%を措置。ただし、全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業（例：道路整備事業）は、地方負担の95%を措置。

- 地方単独事業 震災復興特別交付税



## （参考）＜通常の災害の措置の例＞

- 国直轄・補助事業（復旧事業） 地方債



元利償還金の95%を後年度、普通交付税措置

- 国直轄・補助事業（復興事業） 地方債



- 地方単独事業（復旧事業） 地方債



# 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針【概要】

- 「第2期復興・創生期間」(令和3～7年度)の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間(令和8～12年度「第3期復興・創生期間」)までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源組織等に関する方針を定める
- 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組む

## 基本姿勢及び各分野における主な取組

### 1. 原子力災害被災地域

- 地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。
- **事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)**
    - 廃炉については、安全確保を最優先にしつつ、持続的な人的体制・資金の確保、廃炉を通じたイノベーションの促進、誇りを持てる現場とするための理解醸成・情報発信等を行う
    - ALPS処理水の処分については、輸入規制の即時撤廃、水産業支援に取り組む
  - **環境再生に向けた取組**
    - 福島県内の除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取り組む
    - 官邸での利用の検討を始め政府が率先し復興再生利用を推進。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、福島県外での最終処分に向けた取組を政府一体となり進める
    - 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化
  - **帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興**
    - 住民の帰還促進、避難指示解除地域の復興に向け、ハード・ソフト両面で生活環境を整備
    - 住民が里山の恵みを享受できるよう、森林整備の再開を始め、「区域から個人へ」の考え方の下、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方を検討
    - 交流・関係人口の拡大に向け、福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等
    - ホープツーリズムを始めとした、観光振興策を戦略的に推進
  - **福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進**
    - 「ロボティクス」「農林水産業」「エネルギー」「放射線科学」「創薬医療」「放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の各分野の質の高い研究開発の推進、施設整備の可能な限りの前倒し
    - 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備
  - **福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建**
    - 構想の具体化、F-REI等との連携等を通じ、「実証の聖地」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現
    - ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連の先進的な取組、スタートアップの誘致
  - **農林水産業の再建**
    - 令和12年度末までに約11,000haを目標とする地域の取組を支援し営農再開の加速化、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進
    - 帰還困難区域内の森林整備再開に向け条件整備の上で本格復旧に着手、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等
    - 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進
  - **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
    - 食品規制等を科学的・合理的見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の摂取制限見直し

### 2. 地震・津波被災地域

- 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取組み
- 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進
- 心のケア等や被災した子どもに対する支援等の中長期的取組が必要な課題については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応

### 3. 教訓・記憶の後世への継承

- 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発
- 被災各地の追悼・祈念施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、東日本震災の記憶と教訓を後世へ継承

## 復興を支える仕組み等

- **財源等**
  - 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する
  - 令和8年度から5年間の事業規模は1.9兆円程度の見込み
  - この中で、福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれる
- **自治体支援**
  - 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続
- **組織**
  - 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備
  - 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備
- **その他**
  - 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し

事務連絡  
令和7年12月26日

関係道県 財政担当課  
市町村担当課  
震災復興特別交付税 ご担当者様

総務省自治財政局財政課復興特別交付税室

令和8年度以降の震災復興特別交付税について（通知）

標記のことについて、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）に基づき、令和8年度以降に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続することとされました。

この令和8年度以降の震災復興特別交付税の措置について、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 国の直轄・補助事業に係る地方負担分

引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業）の地方負担額を対象に、現在の措置を継続する。

2. 地方単独事業分

（1）福島県及び福島県内市町村

現在の措置を継続する。

（2）その他の団体

以下の算定項目は現在の措置の継続等を行うこととし、それ以外の算定項目は措置を終了する。

① 職員採用

継続する国庫補助事業に関連する取組に従事する職員に要する経費のみを対象に、措置を継続する。

② 非常勤職員公務災害補償及び震災減収対策企業債に係る利子支払い額

措置を継続する。

③ 除染等

特定被災地方公共団体（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）（以下「震災特別法」という。）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体をいう。）又は特定被災区域（震災特別法第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村が、単独で行う除染により生じた土壌等の処分等の経費を対象に、震災復興特別交付税措置を講ずる。

④ 風評被害対策等

「農産物、水産物等の放射性物質検査に要する経費及び住民や地域の放射性物質検査に要する経費」及び「その他原子力発電所の事故に伴って行われる対策に要する経費」のみを対象に、措置を継続する。

⑤ こども環境整備支援

「学校で安全な給食を提供するための食材検査」及び「子どもの健康管理を支援するために行う個人線量計の配付、放射能測定」のみを対象に、措置を継続する。

3. 地方税等の減収額への補填分

(1) 法律に基づく特例措置分

① 福島県及び福島県内市町村

「東日本大震災復興特別区域法」（平成 23 年法律第 122 号）、「福島復興再生特別措置法」（平成 24 年法律第 25 号）に基づき、地方団体が施設等を新增設等した者に対し地方税の課税免除又は不均一課税を行う場合について、総務省令に該当するものである場合、措置を継続する。

また、地方税法等に基づく特例措置により生じる地方税の減収見込み額について、現在の措置を継続する。

② その他の団体

「東日本大震災復興特別区域法」に基づき、地方団体が施設等を新增設等した者に対し地方税の課税免除又は不均一課税を行う場合について、総務省令に該当するものである場合、現在の措置を継続する。

また、地方税法等に基づく特例措置により生じる地方税の減収見込み額について、現在の措置を継続する。

[注] 各法律における総務省令については、改めて連絡する。

(2) 条例減免分

① 福島県及び福島県内市町村

地方税、使用料、手数料その他の徴収金の東日本大震災のための減免（以下「条例減免」という。）について、現在の措置を継続する。

② その他の団体

条例減免について、地方税法等に基づく特例措置に関連して実施するもの及び原子力発電所の事故に伴い実施するもののみを対象に、現在の措置を継続することとし、それ以外のものは措置を終了する。

# 「地方団体に対して交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」の制定

自治財政局財政課  
令和8年4月

## 〔ポイント〕

- ① 令和8年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法や交付時期などの特例について、地方交付税法の規定に基づき、総務省令で定めるもの
- ② 毎年度、政府予算の成立後、省令を制定
- ③ 令和7年度分の省令から、年度更新等の技術的修正を行うもの

## 【概要】

### 1. 決定・交付時期（第1条）

令和8年度分の震災復興特別交付税について、令和8年9月及び令和9年3月に決定・交付

### 2. 算定項目（第2条・第4条）

- (1) 直轄・補助事業の地方負担額
- (2) 地方単独事業（単独災害復旧事業費、中長期派遣職員受入れ、職員採用等）
- (3) 地方税等の減収額

### 3. 精算及び返還（第3条・第5条）

過年度に見込額等に基づき算定した額と実際に要した額との差額の精算（加算・減算）や返還方法を規定

### 4. 施行期日

公布の日（4月下旬）

## 参考条文

### 【地方交付税法(昭和25年法律第211号)】

(特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。)等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

3・4 略

附 則

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 令和八年度及び令和九年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 略

地方団体に対して交付すべき令和八年度の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（概要）

〔ポイント〕

○ 決定・交付時期、算定項目いずれも令和7年度と同様

1 令和8年度分の決定時期・交付時期（第1条）

令和8年9月及び令和9年3月において、令和8年度分の震災復興特別交付税を決定・交付する。

2 令和8年度分の震災復興特別交付税額の算定方法等

（1）令和8年度9月分

① 新規算定額（第2条）

各算定項目（別紙ア～ウ）の合算額とする。

② 過大・過少算定及び返還（第3条）

ア 令和8年度9月分として交付する額は、新規算定額（第2条分）から、令和7年度に減額できなかった過年度の過大算定額を減算し、また、新たに生じた過年度の過大・過少算定額を加算・減算した額とする。

イ 令和8年度9月において、加算・減算した後の算定額が負数となる場合は、当該負数となる額の全部又は一部を返還させる。

（2）令和8年度3月分

① 新規算定額（第4条）

各算定項目の合算額から令和8年度9月分の新規算定額を控除した額とする。

② 加算・減額（第5条）

令和8年度3月分として交付する額は、新規算定額（第4条分）から、令和8年度9月分で減額できなかった過年度の過大算定額を減算し、また、新たに生じた過年度の過大・過少算定額を加算・減算した額とする。

※なお、算定額が負数となる場合には当該額を0とする。また、当該減額できない額については令和9年度分から減額する。

3 令和8年度分の交付の特例（第6条）

総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、上記以外の月において、令和8年度分の震災復興特別交付税を決定・交付する。

4 施行期日

令和8年4月下旬予定（公布の日）

ア 直轄・補助事業の地方負担額

- 23年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第1号・第2号)
- 23年度補正予算による公営企業に係る復興交付金事業（基金事業）の一般会計負担額 (第3号)
- 24年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第4号)
- 24年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業（基金事業）の一般会計負担額 (第5号)
- 25年度当初・補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第6号・第7号)
- 25年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業（基金事業）の一般会計負担額 (第8号)
- 26年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第9号)
- 26年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の一般会計負担額 (第10号)
- 27年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第11号)
- 27年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の一般会計負担額 (第12号)
- 28年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第13号)
- 28年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第14号)
- 28年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の  
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第15号)
- 28年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第16号)
- 28年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第17号)
- 29年度予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第18号)
- 29年度予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第19号)
- 29年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の  
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第20号)
- 30年度予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第21号)
- 30年度予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第22号)
- 30年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の  
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第23号)
- R元年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第24号)
- R元年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第25号)
- R元年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第26号)
- R元年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第27号)
- R元年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の  
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第28号)
- R2年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第29号)
- R2年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第30号)
- R2年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の  
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第31号)
- R3年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第32号)
- R3年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第33号)
- R3年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の  
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第34号)
- R4年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第35号)
- R4年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第36号)
- R4年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の  
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第37号)
- R5年度当初予算による補助事業に係る地方負担額 (第38号)
- R5年度当初予算による補助事業に係る地方負担額（措置率95%） (第39号)
- R5年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等の  
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第40号)
- R6年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額 (第41号)
- R6年度当初予算による補助事業に係る地方負担額 (第42号)

○ R6年度当初予算による補助事業に係る地方負担額（措置率95%）	（第43号）
○ R6年度補正予算による補助事業に係る地方負担額	（第44号）
○ R6年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額	（第45号）
○ R6年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等の 一般会計負担額（一部で措置率95%）	（第46号）
○ R7年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額	（第47号）
○ R7年度当初予算による補助事業に係る地方負担額	（第48号）
○ R7年度当初予算による補助事業に係る地方負担額（措置率95%）	（第49号）
○ R7年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額	（第50号）
○ R7年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等の 一般会計負担額（一部で措置率95%）	（第51号）
○ R8年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額	（第52号）
○ R8年度当初予算による補助事業に係る地方負担額	（第53号）
○ R8年度当初予算による補助事業に係る地方負担額（措置率95%）	（第54号）
○ R8年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額	（第55号）
○ R8年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等の 一般会計負担額（一部で措置率95%）	（第56号）

#### イ 地方単独事業費

○ 単独災害復旧事業費	（第57号）
○ 災害復旧事業費・り災世帯数等に基づく算定	（第58号～第60号）
○ 中長期職員派遣、職員採用	（第61号・第62号）
○ 福島県の警察官の増員	（第63号）
○ 非常勤職員公務災害補償	（第64号）
○ 被災児童・生徒等スクールバス	（第65号）
○ 選挙	（第66号）
○ 原発事故関係（除染、風評被害対策等、子ども環境整備支援、 避難元市町村と避難住民との関係維持支援）	（第67号～第70号）
○ 復興支援員	（第71号）
○ メンタルヘルス対策	（第72号）
○ 震災減収対策企業債に係る利子支払額	（第73号）

#### ウ 地方税等の減収額

○ 条例による地方税、使用料・手数料等の減免額	（第74号）
○ 地方税法の改正等に伴う地方税の減収額	（第75号・第76号）

○総務省令第 号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項、第十六条第二項、第十九条第三項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、附則第十三条第一項並びに附則第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年四月 日

総務大臣 林 芳正

地方団体に対して交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令

（令和八年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期）

第一条 各道府県及び各市町村に対して、令和八年九月及び令和九年三月において、当該各月に交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税（地方交付税法（第七条及び第八条において「法」という。）附則第

四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の額を決定し、交付する。

（令和八年度九月震災復興特別交付税額の算定方法）

第二条 各道府県及び各市町村に対して、令和八年九月に交付すべき震災復興特別交付税の額（以下「令和

八年度九月震災復興特別交付税額」という。）は、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）の合算額とする。

- 一 地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（平成二十三年総務省令第一百五十五号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十三年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第2号）により交付される国の補助金、負担金又は交付金（以下「補助金等」という。）を受けて施行する各事業（補助金等のうち地方団体が設置する基金の積立てに充てられたものにつき令和八年度に当該基金を取り崩して施行する事業（以下「令和八年度基金事業」という。）に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二 平成二十三年度省令別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）又は特別会計

補正予算（特第3号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業（同項（四十一）に掲げる補助金等を受けて施行する事業にあつては、特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。第六十一号及び別表二の項（五）において「震災特別法」という。）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいう。以下この号、第四十五号、第六十一号及び第七十三号において同じ。）における事業及び特定被災地方公共団体以外における事業（直接特定被災地方公共団体に木材を供給するもの及び平成二十五年七月二日までの間に実施について議会の議決を得たものに限る。））に限り、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に係る事業（以下「全国防災事業」という。）を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号。以下「復興庁設置法等改正法」という。）第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十七条第二項第四号に規定する事業（以下「効果促進事業」という。）（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村の区域において実施される事業（以下「避難

指示・解除区域市町村内事業」という。）を除く。）であって、平成二十三年度省令別表五の項（十九

）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）

に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

）

三 平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される復興庁設置法等改正法第二条による

改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平

成二十三年度復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基

金事業であって、次の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十三年度公営企業復

興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二

十三年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額

に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果

促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十三年度復興交付金を流用し

て充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に

要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

区 分		率
水道事業に係るもの		〇・一〇
簡易水道事業に係るもの		〇・五五
合流式の公共下水道事業に係るもの		〇・六〇
処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクター未満の事業に係るもの		〇・七〇
処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクター以上五十人毎ヘクター未満の事業に係るもの		〇・六〇

市場事業に係るもの	公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・五〇
		処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・四〇
		処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るもの	〇・三〇
			〇・七〇
			〇・五〇

四 地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び

決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十四年総務省令第三十六号。次条第一項第二号及び第三号において「平成二十四年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十四年度の

東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣

が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十六）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

五 平成二十四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十四年度復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、次の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十四年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十四年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十四年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十四年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は

当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十四年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額

区分		率
水道事業に係るもの		〇・一〇
簡易水道事業に係るもの		〇・五五
合流式の公共下水道事業に係るもの		〇・六〇
分流式の公共下水道事業のうち、雨水を排除するための事業（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）による地盤沈下に伴い必要となった事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下この表において「雨水排水対策事業」という。）に係るもの		一・〇〇
処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクター未満の事業に		〇・七〇

市場事業に係るもの	公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	分流式の公共下水道事業に係るもの（雨水排水対策事業を除く。）				
		係るもの				
		処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの				
		処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの				
		処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘクタール未満の事業に係るもの				
		処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るもの				
○・五〇	○・七〇	○・三〇	○・四〇	○・五〇	○・六〇	

六 地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十五年総務省令第六十一号。次号及び

次条第一項第二号において「平成二十五年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十八）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

七 平成二十五年度省令別表四の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（六）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

八 平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条によ

る改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十五年度復興交付金」という。）若しくは福島復興再生特別措置法第四十六条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十五年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十五年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十五年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十五年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であつて、平成二十五年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十五年度復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額）のいずれか少ない額

九 地方団体に対して交付すべき平成二十六年分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び

決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十六年総務省令第四十五号。次条第一

項第二号において「平成二十六年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十六年度の東日本大震

災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限

り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した

額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であつて、同項（十八）に掲げる補助

金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費の

うち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

十 平成二十六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条によ

る改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「

平成二十六年度復興交付金」という。）若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二

十六年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金

事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十六年度公営企業

復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十六年公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十六年復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(公営企業に係る効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。))であつて、平成二十六年復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業(当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十六年復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額

十一 地方団体に対して交付すべき平成二十七年分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成二十七年総務省令第四十五号。次条第一項第二号において「平成二十七年省令」という。)別表二の項に掲げる平成二十七年の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和八年度基金事業に

限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十七）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

十二 平成二十七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十七年度復興交付金」という。）若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十七年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十七年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十七年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十七年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十七年度復興交付

金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十七年復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額（のいずれか少ない額）

十三 地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十八年総務省令第五十五号。次号、第十六号、第十七号及び次条第一項第二号において「平成二十八年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十四 平成二十八年度省令別表四の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、

当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

十五 平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十八年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十八年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十八年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十八年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成二十八年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十八

年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

十六 平成二十八年度省令別表七の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十七 平成二十八年度省令別表八の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

十八 地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十九年総務省令第三十八号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十九年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十九年度の

東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十九 平成二十九年度省令別表四の項に掲げる平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十 平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十九年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十九年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十九年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る

平成二十九年復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成二十九年公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十九年復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

二十一 地方団体に対して交付すべき平成三十年分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成三十年総務省令第二十八号。次号及び次条第一項第二号において「平成三十年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十二 平成三十年度省令別表四の項に掲げる平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当

該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十三 平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成三十年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成三十年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成三十年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成三十年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成三十年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成三十年度復興交付

金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

二十四 地方団体に対して交付すべき令和元年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成三十一年総務省令第五十四号。次号から

第二十七号まで及び次条第一項第二号において「令和元年度省令」という。）別表三の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十五 令和元年度省令別表四の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示  
・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十六 令和元年度省令別表七の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号

）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十七 令和元年度省令別表八の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十八 令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「令和元年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和元年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総

務大臣が調査した額又は令和元年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和元年度復興

交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和元年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）

）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和元年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

二十九 地方団体に対して交付すべき令和二年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和二年総務省令第五十五号。次号及び次条第一項第二号において「令和二年度省令」という。）別表三の項に掲げる令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十 令和二年度省令別表四の項に掲げる令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体

が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

三十一 令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「令和二年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和二年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和二年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和二年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和二年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和二年度復興交付金等の額を除い

た額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

三十二 地方団体に対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和三年総務省令第五十二号。次号並びに次条第一項第二号及び第三号において「令和三年度省令」という。）別表二の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十三 令和三年度省令別表三の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

三十四 令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この

号において「令和三年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和三年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和三年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和三年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和三年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和三年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

三十五 地方団体に対して交付すべき令和四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和四年総務省令第三十五号。次号並びに次条第一項第二号及び第三号において「令和四年度省令」という。）省令別表二の項に掲げる令和四年度

の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十六 令和四年度省令別表三の項に掲げる令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

三十七 令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和四年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和四年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和四年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和四年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて

得た額（令和四年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。

）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・

九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和四年度福島再生加速化交付金の

額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇

・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

三十八 地方団体に対して交付すべき令和五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び

決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和五年総務省令第四十三号。次号並びに次

条第一項第二号及び第三号において「令和五年度省令」という。）別表二の項に掲げる令和五年度の東

日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金

事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十九 令和五年度省令別表三の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付され

る国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団

体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示

・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額)

四十 令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和五年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和五年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和五年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和五年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和五年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和五年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

四十一 地方団体に対して交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和六年総務省令第四十六号。次号から第四十四号まで並びに次条第一項第二号及び第三号において「令和六年度省令」という。）別表一の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金（国において令和八年度に繰り越された事業に係るものに限る。）の額として総務大臣が調査した額

四十二 令和六年度省令別表二の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四十三 令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当

該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額)

四十四 令和六年度省令別表二の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計補正予算(特第1号)により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四十五 令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等(特定被災地方公共団体若しくは特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合の行う企業、特定被災地方公共団体が設立団体である公営企業型地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二十一条第三号に掲げる業務を行う地方独立行政法人をいう。))又は空港アクセス鉄道事業を経営する被災第三セクター(特定被災地方公共団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する法人をいう。)をいう。以下この号、第五十号及び第五十五号において同じ。)に係る施設の災害復旧事業(国において令和八年度に繰り越された事業に係るものに限る。以下この号において「令和六年度公営企業等災害復旧事業」という。)に要する経費のうち一般会計による

負担額として総務大臣が調査した額又は次の算式によって算定した額のうち令和六年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

算式

$$A + B$$

算式の符号

A 国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業のうち次の表の左欄に掲げるものの事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額（以下この号において「通常の公費負担額」という。）の合算額

区分	率
水道事業に係るもの	0.100
簡易水道事業に係るもの	0.550
合流式の公共下水道事業に係るもの	0.600

	処理区域内人口密度が25人／ha未満の事業に係るもの	0.700
	処理区域内人口密度が25人／ha以上50人／ha未満の事業に係るもの	0.600
分流式の公共下水道事業に係るもの	処理区域内人口密度が50人／ha以上75人／ha未満の事業に係るもの	0.500
	処理区域内人口密度が75人／ha以上100人／ha未満の事業に係るもの	0.400
	処理区域内人口密度が100人／ha以上の事業に係るもの	0.300
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの		0.700
病院事業に係るもの		0.500
市場事業に係るもの		0.500
空港アクセス鉄道事業に係るもの		0.401

B 国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業の各事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区 分	率
公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額（以下この表において「事業規模」という。）の100分の50までに相当する部分	0.50
事業規模の100分の50を超え100分の100までに相当する部分	0.75
事業規模の100分の100を超える部分に相当する部分	1.00

四十六 令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和六年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和六年度公営企業復興事業」という。

）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和六年度公営企業復興

事業の事業費の額から当該事業に係る令和六年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和六年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和六年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額）のいずれか少ない額

四十七 地方団体に対して交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和七年総務省令第四十三号。次号及び第十九号並びに次条第一項各号において「令和七年度省令」という。）別表一の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金（国において令和八年度に繰り越された事業に係るものに限る。）の額として総務大臣が調査した額

四十八 令和七年度省令別表二の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付され

る国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四十九 令和七年度省令別表三の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

五十 令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業（国において令和八年度に繰り越された事業に係るものに限る。以下この号において「令和七年度公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は第四十五号の算式によって算定した額のうち令和七年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

五十一 令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和七年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業であつて、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和七年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和七年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和七年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和七年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和七年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額）のいずれか少ない額

五十二 別表一の項に掲げる令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係

る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

五十三 別表二の項に掲げる令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

五十四 別表三の項に掲げる令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に

○・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

五十五 令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業（以下この号において「令和八年度公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は第四十五号の算式によつて算定した額のうち令和八年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

五十六 令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和八年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復

興事業（第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和八年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和八年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和八年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和八年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和八年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額）のいずれか少ない額

五十七 国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る令和八年度の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業に要する経費について、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定により地方債（同法第五条の三第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるもの及び同法第五条の四第一項の規定による許可の申請を受けたならば許可をすることとなる

と認められるものに限る。)をもってその財源とすることができ、額のうち震災復興特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十八 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 福島県 東日本大震災のため福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業(森林災害復旧事業を除く。)及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち令和八年度に生じた金額の合算額として総務大臣が調査した額に〇・〇一五を乗じて得た額

ロ 福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村 東日本大震災のためその区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業(森林災害復旧事業を除く。)及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち令和八年度に生じた金額の合算額として総務大臣が調査した額に〇・〇二を乗じて得た額

五十九 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 福島県 東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及び震災復興特別交付税並びに平成二十四年度分、平成二十五年度分、平成二十六年分、平成二十七年分、平成二十八年分、平成二十九年分、平成三十年分、令和元年度分、令和二年度分、令和三年度分、令和四年度分、令和五年度分、令和六年度分及び令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定の基礎に算入された額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

項 目	額
り災世帯数	四一、六〇〇円
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

ロ 福島県内の市町村 東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及び震

災復興特別交付税並びに平成二十四年度分、平成二十五年度分、平成二十六年分、平成二十七年分、平成二十八年度分、平成二十九年度分、平成三十年分、令和元年度分、令和二年度分、令和三年度分、令和四年度分、令和五年度分、令和六年度分及び令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定の基礎に算入された額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

項 目	額
り災世帯数	六九、〇〇〇円
全壊家屋の戸数	四一、〇〇〇円
半壊家屋の戸数	二三、九〇〇円
全壊家屋の戸数及び半壊家屋の戸数について、その区分が明らかでない戸数	三二、五〇〇円
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

六十 福島県内の市町村について、第五十八号口の規定によって算定した額に〇・五を乗じて得た額と前

号口の規定によつて算定した額に〇・二を乗じて得た額との合算額

六十一 東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた特定被災地方公共団体である県（以下「特定県」という。）並びに特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（震災特別法第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。第七十四号において同じ。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額

六十二 東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した特定県及び特定市町村について、当該職員に要する経費とし

て総務大臣が調査した額

六十三 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百五十一号）附則第二十六項の規定に基づく福島県警察の地方警察職員たる警察官の増員に要する経費として総務大臣が調査した額

六十四 特定県及び特定市町村について、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第六十九条の規定に基づく東日本大震災に係る公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額

六十五 福島県及び福島県内の市町村について、東日本大震災の影響により運行される小学校、中学校又は高等学校等の児童又は生徒等の通学の用に供するスクールバス等に要する経費として総務大臣が調査した額

六十六 福島県及び福島県内の市町村について、長又は議会の議員の選挙に要する経費のうち東日本大震災の影響により生ずる経費として総務大臣が調査した額

六十七 特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壤等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額

六十八 特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経

費として総務大臣が調査した額

六十九 特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する子どもの教育環境の整備又は安全・安心な環境の確保のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額

七十 指定市町村（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第二条第一項の指定市町村をいう。）及び指定都道府県（同条第二項の指定都道府県をいう。）について、避難住民（同条第三項の避難住民をいう。）及び特定住所移転者（同条第五項の特定住所移転者をいう。）との関係の維持に資するための施策に要する経費として総務大臣が調査した額

七十一 福島県及び福島県内の市町村について、東日本大震災に係る復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動に要する経費として総務大臣が調査した額

七十二 福島県及び福島県内の市町村について、当該職員（東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けている職員を含む。）のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額

七十三 東日本大震災に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業（特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合の行う企業に限る。）が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は当該利子支払額に〇・五を乗じて得た額のいずれか少ない額

七十四 東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものが行う次に掲げる徴収金の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額として総務大臣が調査した額

イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項の規定により県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税

ロ 使用料（地方財政法第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。）及び手数料

ハ 分担金及び負担金

七十五 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める減収見込額のうち東日本大震災に係るものとして総務大臣が調査した額

イ 道府県 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この号において「平成二十三年法律第三十号」という。）、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この号において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この号において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この号において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この号において「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、「

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下この号において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下この号において「平成三十年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この号において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この号において「令和三年法律第七号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この号において「令和四年法律第一号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。以下この号において「令和五年法律第一号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下この号において「令和六年法律第四号」という。）、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の

一部を改正する法律（令和七年法律第七号。以下この号において「令和七年法律第七号」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下この号において「令和八年法律第二号」という。）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百十九号。以下この号において「震災特例法改正法」という。）、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この号において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この号において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この号において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この号において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号以下この号において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下こ

の号において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この号において「平成三十年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この号において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この号において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この号において「令和五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この号において「令和六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この号において「令和七年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下

「令和八年所得税法等改正法」という。）の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額

(1) 個人の道府県民税に係る減収見込額

(2) 法人の道府県民税に係る減収見込額

(3) 個人が行う事業に対する事業税に係る減収見込額

(4) 法人が行う事業に対する事業税に係る減収見込額（法人事業税交付金（地方税法第七十二条の七十六の規定により市町村に交付するものとされる事業税に係る交付金をいう。ロにおいて同じ。）

の減収見込額を除く。）

(5) 不動産取得税に係る減収見込額

(6) 固定資産税に係る減収見込額

(7) 特別法人事業譲与税に係る減収見込額

ロ 市町村 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号

、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、

平成三十年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年法律第七号、令和四年法律第一号、令和五年法律第一号、令和六年法律第四号、令和七年法律第七号及び令和八年度法律第二号並びに震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法、令和七年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額

- (1) 個人の市町村民税に係る減収見込額
- (2) 法人の市町村民税に係る減収見込額
- (3) 固定資産税に係る減収見込額
- (4) 都市計画税に係る減収見込額

(5) 法人事業税交付金に係る減収見込額

七十六 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によって算定した令和八年所得税法等改正法附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（復興庁設置法等改正法第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を含む。以下この号において「旧復興特別区域法の規定」という。）又は福島復興再生特別措置法第二十六条、第三十八条、第七十五条の五若しくは第八十五条の規定（以下この号において「福島復興再生法の規定」という。）による減収見込額として総務大臣が調査した額

イ 道県 (1)から(4)までの規定によって算定した額の合算額

(1) 個人事業税 次の算式によって算定した額

算式

$$A \times 0.05 + B \times (0.05 - C) + D \times 0.04 + E \times (0.04 - F) + G \times 0.03 + H \times (0.03 - I) + J \times$$

$$\begin{aligned}
& 0.045 + K \times (0.05 - L) + M \times 0.036 + N \times (0.04 - O) + P \times 0.027 + Q \times (0.03 - R) + S \times 0 \\
& .0375 + T \times (0.05 - U) + V \times 0.03 + W \times (0.04 - X) + Y \times 0.0225 + Z \times (0.03 - AA) + AB \\
& \times 0.05 + AC \times (0.05 - AD) + AE \times 0.04 + AF \times (0.04 - AG) + AH \times 0.03 + AI \times (0.03 \\
& - AJ) + AK \times 0.045 + AL \times (0.05 - AM) + AN \times 0.036 + AO \times (0.04 - AP) + AQ \times 0. \\
& 027 + AR \times (0.03 - AS)
\end{aligned}$$

算式の符号

A 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（令和7年3月31日までの間に福島県及び東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する地域を含む市町村の区域（以下「福島県等の区域」という。）内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

B 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方

税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

C 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とする。

D 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

E 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

F 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

- G 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- H 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- I 当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。
- J 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（令和7年4月1日以降に福島県等の区域内

において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

K 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業(同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。)に係るもの(令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

L 当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.005に満たないときは0.005とする。

M 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

N 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

- 当該道県がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。
- P 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- Q 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- R 当該道県がQに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。
- S 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税

法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

T 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

U 当該道県がTに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.0125に満たないときは0.0125とする。

V 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

W 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方

税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

X 当該道県がWに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.01に満たないときは0.01とする。

Y 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Z 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

AA 当該道県がZに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるとき

は0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは0.0075とする。

A B 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

A C 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

A D 当該道県がA Cに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とする。

- A E 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）
- A F 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）
- A G 当該道県がA Fに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。
- A H 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又

は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)

A I 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。

）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

A J 当該道県がA Iに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

A K 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

A L 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方

税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

AM 当該道県がALに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.005に満たないときは0.005とする。

AN 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

AO 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るもの）

限る。)

A P 当該道県がA Oに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えると  
きは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

A Q 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う地方税  
法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。）  
に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又  
は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

A R 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う地方  
税法第72条の2第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。

）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設  
又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

A S 当該道県がA Rに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えると  
きは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

(2) 法人事業税 次の算式によって算定した額

算式

$$\begin{aligned} & \Sigma (A \times B) + \Sigma \{C \times (D - E)\} + \Sigma (F \times G) + \Sigma \{H \times (I - J)\} + \Sigma (K \times L \times 0.9) \\ & + \Sigma \{M \times (N - O)\} + \Sigma (P \times Q \times 0.9) + \Sigma \{R \times (S - T)\} + \Sigma (U \times V \times 0.75) \\ & + \Sigma \{W \times (X - Y)\} + \Sigma (Z \times AA \times 0.75) + \Sigma \{AB \times (AC - AD)\} + \Sigma (AE \times A \\ & F) + \Sigma \{AG \times (AH - AI)\} + \Sigma (AJ \times AK) + \Sigma \{AL \times (AM - AN)\} + \Sigma (A \\ & O \times AP \times 0.9) + \Sigma \{AQ \times (AR - AS)\} + \Sigma (AT \times AU \times 0.9) + \Sigma \{AV \times (AW - \\ & AX)\} \end{aligned}$$

算式の符号

A 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

B Aに係る標準税率

- C 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和7年3月31日までに福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- D Cに係る標準税率
- E 当該道県がCに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とする。
- F 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和7年3月31日までに福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- G Fに係る標準税率
- H 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和7年3月31日までに福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

- I Hに係る標準税率
- J 当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とする。
- K 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- L Kに係る標準税率
- M 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- N Mに係る標準税率
- O 当該道県がMに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分

に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

P 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Q Pに係る標準税率

R 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

S Rに係る標準税率

T 当該道県がRに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

U 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

V Uに係る標準税率

W 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

X Wに係る標準税率

Y 当該道県がWに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。

Z 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標

準とする法人の課税標準額（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

A A Zに係る標準税率

A B 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

A C A Bに係る標準税率

A D 当該道県がA Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率が標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。

A E 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

A F A Eに係る標準税率

A G 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

A H A Gに係る標準税率

A I 当該道県がA Gに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とする。

A J 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

A K A Jに係る標準税率

A L 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる

事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)

AM ALに係る標準税率

AN 当該道県がALに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超過するときは当該標準税率とする。

AO 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

AP AOに係る標準税率

AQ 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

AR AQに係る標準税率

AS 当該道県がAQに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率が

それぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

A T 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

A U A Tに係る標準税率

A V 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

A W A Vに係る標準税率

A X 当該道県がA Vに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率

に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

(3) 不動産取得税 次の算式によって算定した額

算式

$$\begin{aligned} & A \times 0.04 + B \times (0.04 - C) + D \times 0.03 + E \times (0.03 - F) + G \times 0.036 + H \times (0.04 - I) + J \\ & \times 0.027 + K \times (0.03 - L) + M \times 0.03 + N \times (0.04 - O) + P \times 0.0225 + Q \times (0.03 - R) + S \\ & \times 0.04 + T \times (0.04 - U) + V \times 0.03 + W \times (0.03 - X) + Y \times 0.036 + Z \times (0.04 - AA) + A \\ & B \times 0.027 + AC \times (0.03 - AD) \end{aligned}$$

算式の符号

A 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11

条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

B 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第

11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（令和7年3月31日までの間に

福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

C 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

D 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

E 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

F 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

G 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(令和7年4月1日以降に福島県

等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

H 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

I 当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

J 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

K 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

L 当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは

0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

M 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。

）

N 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

O 当該道県がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.01に満たないときは0.01とする。

P 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年4月1日以降に福島県等の

区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

Q 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

R 当該道県がQに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは0.0075とする。

S 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)

T 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るも

のを除く。)

U 当該道県がTに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

V 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

W 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

X 当該道県がWに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

Y 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Z 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

AA 当該道県がZに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

AB 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るもの

限る。)

A C 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

A D 当該道県がA Cに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるとときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

- (4) 固定資産税 普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

$$A \times 0.014 + B \times (0.014 - C) + D \times 0.0126 + E \times (0.014 - F) + G \times 0.0105 + H \times (0.014 - I) + J \times 0.014 + K \times (0.014 - L) + M \times 0.0126 + N \times (0.014 - O)$$

算式の符号

- A 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和7年3月31日まで  
の間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る  
。）
- B 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和7年3月31日ま  
での間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限  
る。）
- C 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えると  
きは0.014とする。
- D 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和7年4月1日以降  
に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- E 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和7年4月1日以  
降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。  
）

- F 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。
- G 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- H 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- I 当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。
- J 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

- K 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）
- L 当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。
- M 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- N 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- O 当該道県がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。

ロ 市町村 旧復興特別区域法又は福島復興再生法の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

$$A \times 0.014 + B \times (0.014 - C) + D \times 0.0126 + E \times (0.014 - F) + G \times 0.0105 + H \times (0.014 - I) + J \times 0.014 + K \times (0.014 - L) + M \times 0.0126 + N \times (0.014 - O)$$

算式の符号

A 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

B 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

- C 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。
- D 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- E 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和7年4月1日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- F 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。
- G 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
- H 旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年4月1日以

降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)

I 当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

J 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税標準額 (福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)

K 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額 (福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)

L 当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

M 福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額 (福島復興再生特別措置法

施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

N 福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第1項第2号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

O 当該道県がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。

（令和八年度九月震災復興特別交付税額の加算、減額及び返還）

第三条 令和八年九月において、令和八年度九月震災復興特別交付税額は、前条各号によって算定した額の合算額から第一号の額を減額した後の額（次項及び第三項において「令和八年度九月調整基準額」という。）に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）から第三号の額を減額した額とする。

一 令和七年度省令第五条第三項に規定する令和七年度三月分の額から減額することができない額

二 平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年  
年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年省令第三条第三項（平成二  
十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、平成二十八年  
度省令第三条第一項第二号（平成二十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以  
下この号において同じ。）、平成二十九年度省令第三条第一項第二号（平成二十九年度省令第五条第一  
項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、平成三十年度省令第三条第一項  
第二号（平成三十年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ  
。）、令和元年度省令第三条第一項第二号（令和元年度省令第五条第一項第二号において準用する場合  
を含む。以下この号において同じ。）、令和二年度省令第三条第一項第二号（令和二年度省令第五条第  
一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和三年度省令第三条第一項  
第二号（令和三年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。  
）、令和四年度省令第三条第一項第二号（令和四年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を  
含む。以下この号において同じ。）、令和五年度省令第三条第一項第二号（令和五年度省令第五条第一

項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和六年度省令第三条第一項第

二号（令和六年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）

及び令和七年度省令第三条第一項第二号（令和七年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を

含む。以下この号において同じ。）の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又

は減額した後の額）、平成二十四年度省令第一条第二項の規定により算定した額（平成二十五年度省令

第三条第三項、平成二十六年省令第三条第三項、平成二十七年省令第三条第三項、平成二十八年年度

省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度省令第三条第一項第

二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三

条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年

度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額が

ある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十五年度省令第二条第一項及び第三条第一

項の規定により算定した額（平成二十六年省令第三条第三項、平成二十七年省令第三条第三項、平

成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度省令第



度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十八年  
年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三  
十年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第  
二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三  
条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定に  
より加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十九年度省令第  
二条及び第四条の規定により算定した額（平成三十年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三  
条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年  
度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号  
及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し  
、又は減額した後の額）、平成三十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和元年度省  
令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令

和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和元年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五年度省令第三条第

一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）並びに令和七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度から令和七年度までの各年度に交付した震災復興特別交付税の額がそれぞれ過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過少に算定された額の合算額から当該過大に算定された額の合算額を控除した額

三 平成二十四年度省令第一条第二項第二十七号の二の表の上欄に掲げる特定県について、同条第六項及び第七項の規定に基づき、同条第二項第二十七号の二の規定により算定した額が同号の表の上欄に掲げる特定県（当該特定県内の市町村を含む。）において平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一

日までの間に同号に掲げる事業に実際に要した経費を上回る場合、当該上回る額から令和三年度省令第三条第一項第三号（令和三年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）、令和四年度省令第三条第一項第三号（令和四年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）、令和五年度省令第三条第一項第三号（令和五年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）、令和六年度省令第三条第一項第三号（令和六年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）及び令和七年度省令第三条第一項第三号（令和七年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定により算定した額を控除した額。ただし、平成二十四年度省令第一条第七項の規定により当該期間を延長することが必要であると認める特定県内の市町村における当該要した経費については、当該市町村を包括する特定県において平成二十四年度分の震災復興特別交付税として交付された額のうち、延長後の期間において当該市町村が同条第二項第二十七号の二に規定する事業を実施するため、同号に掲げる基金の積立等に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

2 前項の場合において、令和八年度九月調整基準額が負数となる地方団体（次項及び第四項において「要調整団体」という。）で、前項第二号の額から同項第三号の額を減額した額を加算した後の額がなお負数

となるものは、総務大臣の定める方法によって、当該負数となる額に相当する額を返還しなければならない。

3 第一項の場合において、要調整団体で、同項第二号の額から同項第三号の額を減額した額が零又は負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、令和八年度九月調整基準額に相当する額を返還しなければならない。この場合において、令和八年度九月震災復興特別交付税額は零とする。

4 要調整団体以外の地方団体について、第一項の規定によって算定した令和八年度九月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

5 第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場合には、総務大臣は、当該返還額の一部を令和九年度以降に繰り延べて返還させることができる。

(令和八年度三月震災復興特別交付税額の算定方法)

第四条 各道府県及び各市町村に対して、令和九年三月に交付すべき震災復興特別交付税の額（次条において「令和八年度三月震災復興特別交付税額」という。）は、第二条各号に規定する算定方法に準じて算定した額から令和八年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額をそれぞれ控除した



第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及びこの項」と、「及び令和七年度省令第三条第一項第二号の」とあるのは、「令和七年度省令第三条第一項第二号及びこの項の」と、「（令和七年度省令第三条第一項第二号）」とあるのは「（令和七年度省令第三条第一項第二号及びこの項）」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算定された額の合算額（令和八年度において返還すべき額を除く。）」と読み替えるものとする。

三 第三条第一項第三号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「令和七年度省令第三条第一項第三号（令和七年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和七年度省令第三条第一項第三号（令和七年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）」及びこの号」と読み替えるものとする。

2 前項の規定によって算定した令和八年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

3 前項の場合において、令和八年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

(令和八年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例)

第六条 第一条、第二条及び第四条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和八年九月及び令和九年三月以外の月において、令和八年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

2 第三条及び前条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和八年九月及び令和九年三月以外の月において、令和八年度分の震災復興特別交付税の額を加算し、減額し、及び返還するものとする。

(令和八年度震災復興特別交付税額の一部を令和九年度において交付する場合の算定方法等)

第七条 法附則第十二条第一項の規定により、法附則第十一条に規定する令和八年度震災復興特別交付税額の一部を令和九年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額、交付時期及び交付額並びに震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

(意見の聴取)

第八条 普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、法附則第十五条第四項において準用する法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

別表

一	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金
二	<p>(一) 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十一条の規定による負担金</p> <p>(二) 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金</p>

(三) 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条又は第三条の規定による負

担金

(四) 激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号

）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金

(五) 震災特別法第七条の規定による補助金

(六) 特定非営利活動法人等被災者支援交付金

(七) 福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）

(八) 被災者支援総合交付金

(九) 情報通信基盤災害復旧事業費補助金

(十) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金

(十一) 文化芸術振興費補助金

(十二) 海岸保全施設等災害復旧事業費補助

---

(十三) 共同利用漁船等復旧支援対策費補助金

(十四) 漁場等復旧支援対策費補助金

(十五) 水産業振興対策地方公共団体事業費補助金

(十六) 国内食料供給対策事業費補助金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。）

(十七) 農業用施設災害復旧事業費補助

(十八) 農地災害復旧事業費補助

(十九) 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金

(二十) 地域経済政策推進事業費補助金（自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業に係るものに限る。）

(二十一) 河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業及び下水道事業に係るものを除く。）

(二十二) 観光関連復興支援事業費補助金

(二十三) ブルートゥーリズム推進支援事業費補助金

---

	<p>(二十四) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金</p> <p>(二十五) 復興庁設置法等改正法附則第八条の規定による補助金（管理の開始の日から起算して十年以内の公営住宅に対する事業に係るものに限る。）</p> <p>(二十六) 災害公営住宅特別家賃低減対策費補助</p> <p>(二十七) 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。）</p>
三	<p>(一) 警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。）</p> <p>(二) 水産資源管理対策事業費補助金</p> <p>(三) 国内食料供給対策事業費補助金（二の項（十六）に掲げるものを除く。）</p> <p>(四) 社会資本整備総合交付金</p>